

障がい者医療の精神障がい者への補助について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

| 市町村名 | | 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。 |
|------|------|---|
| 0 | 愛知県 | <p>精神障害者の方が、安定して医療を受けていただくためには、行政による支援が必要であることから、本県では、平成20年度から精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の精神科診療について、障害者医療費助成の対象としております。</p> <p>制度設計にあたりましては、実施主体であります市町村とも調整を行い、財政状況が極めて厳しい中で、全ての市町村において円滑に実施できるよう協議を重ねた結果、精神科疾患に限定して助成を行うことになったものです。</p> <p>医療費の助成につきましては、対象者の増加等により助成額は年々増加し、将来にわたって、現行の制度をいかに維持していくかが大きな課題となっております。</p> <p>このような状況の下、昨年12月に策定しました行革大綱に係る重点改革プログラムにおいて、限られた財源の中で、持続可能な制度とするため、障害者医療を始めとする福祉医療制度の見直しを掲げたところであり、精神障害者に対する医療費助成のあり方についても、この中で検討してまいりたいと考えております。</p> |
| 1 | 名古屋市 | 本市では、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級を所持している方に対し、一般疾患も含めて医療費自己負担分を助成しておりますのでご理解下さい。 |
| 2 | 豊橋市 | 身体障害者及び知的障害者の医療制度とのバランスを考慮し、医療費助成のあり方について、検討する必要があると考えております。 |
| 3 | 岡崎市 | 精神障がい者医療費助成制度は、全疾病を対象に実施しております。 |
| 4 | 一宮市 | 当市では、平成22年10月から精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者の医療費助成を実施しています。 |
| 5 | 瀬戸市 | 現状では、愛知県が行う福祉医療制度の見直しの動向を見極めた上で慎重に検討する必要があると考えます。 |
| 6 | 半田市 | 本市は、精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方に、平成24年10月診療分から一般の病気、負傷等による医療費の自己負担額の3分の2の額を償還払いにより助成いたします。 |
| 7 | 春日井市 | 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級を所持している方については、本年10月診療分より全疾病を対象とし、自己負担分の2分の1に相当する額を助成します。なお、助成方法については、償還払い方式となります。 |
| 8 | 豊川市 | 本市では、精神障害者保健福祉手帳所持者で1・2級の方のうち、市内に1年以上居住の方を対象に、全疾患にかかる医療費の自己負担額の1／2の助成を実施しています。今後についても引き続き、この助成を継続してまいります。 |
| 9 | 津島市 | 県の助成基準に準じて対応してまいります。 |
| 10 | 碧南市 | 県の補助事業に当てはまらない市単独事業のサービスとして同意入院者の精神入院費1／2補助、自立支援医療(精神通院)受給者の精神通院費全額補助を実施していますので、更なる拡大までは考えていません。 |
| 11 | 刈谷市 | <p>本市においては、市単独事業として、精神障害者保健福祉手帳2級以上をお持ちの方には、全疾病を対象とした医療費助成を実施しております。</p> <p>愛知県においては、「行革大綱に係る重点改革プログラム」の中で「福祉医療制度の見直し」が検討されており、「高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費の増加が予測されることから、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、福祉医療費の将来推計、一部負担金導入等の諸条件によるシミュレーションを行い、制度の見直しを検討する。」とし、「国の社会保障制度改革の内容とのすりあわせや、市町村、医師会等の関係機関との協議、調整を図りながら行っていく。」とされています。</p> <p>今後も県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えています。</p> |
| 12 | 豊田市 | ※文書回答なし |
| 13 | 安城市 | 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については全疾病対象にしています。 |
| 14 | 西尾市 | 現在のところ拡大は考えておりません。 |

| 市町村名 | | 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。 |
|------|-------|---|
| 15 | 蒲郡市 | 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者に対し、精神科以外への通院・入院に対し自己負担分の2分の1を助成しています。 |
| 16 | 犬山市 | 本市では、一般の病気については、平成22年7月から精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者は、自己負担額の2分の1の償還を実施しております。 |
| 17 | 常滑市 | 拡大予定はありません。 |
| 18 | 江南市 | 手帳1・2級所持者の精神疾患以外の医療費を1／2補助しています。 |
| 19 | 小牧市 | 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の入院については、現在、県補助対象を拡大し全疾患を対象としています。 |
| 20 | 稻沢市 | 精神障害者医療の補助対象の拡大につきましては、県の福祉医療制度の見直しの動向がはっきりした段階で、検討してまいりたいと考えております。 |
| 21 | 新城市 | 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者について、平成24年度から、一般の病気について保険診療に係る自己負担分の2分の1を助成しております。 |
| 22 | 東海市 | 東海市は、平成23年10月1日より精神手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の無料化を開始し、市独自の内容で医療費助成を実施しています。現時点では、これ以上の助成内容の拡大は考えておりません。 |
| 23 | 大府市 | 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方と3級で非課税の方は平成24年10月診療分より一般の病気も対象とします。 |
| 24 | 知多市 | 平成24年10月から精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方について、すべての病気に対し現物給付します。 |
| 25 | 知立市 | 精神障害者保健福祉手帳の1, 2級の交付を受けた者には一般の病気も無料となります。 |
| 26 | 尾張旭市 | 尾張旭市においては、精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証(精神通院)を所持している方を対象として入通院を、精神障害者保健福祉手帳1・2級のみを所持している方を対象として入院を精神以外の病気等においても市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等をすることは困難であると考えております。 |
| 27 | 高浜市 | 精神障害者の拡大については、手帳3級所持者等について市単独事業として拡大しています。一般の病気の拡大についての考えはありません。 |
| 28 | 岩倉市 | 平成24年4月診療分から自己負担の全額助成を精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)所持者に市単独事業で実施しております。 |
| 29 | 豊明市 | 一般の病気についても入院・通院ともに補助対応となっております。 |
| 30 | 日進市 | 本市の精神障害者手帳1、2級所持者は、通院に限り、全疾患を対象としています。 |
| 31 | 田原市 | 精神障がい者は年々増加傾向にあります。現在、精神障がい者については補助対象事業より拡大し助成しており、これ以上の拡充は考えておりません。 |
| 32 | 愛西市 | 現在、実施しております。 |
| 33 | 清須市 | 対応済みです。 |
| 34 | 北名古屋市 | 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の精神科診療以外も対象として助成しています。 |
| 35 | 弥富市 | 県は、平成26年度の新制度開始のために福祉医療制度見直しの検討をしている。県の見直しの内容を踏まえて検討したい。 |
| 36 | みよし市 | ※文書回答なし |
| 37 | あま市 | 精神障害者医療制度は入院・通院とも精神疾患治療を対象としています。現在のところ、変更の予定はありません。 |
| 38 | 長久手市 | 現行どおりとします。 |
| 39 | 東郷町 | 精神障がいを有する方の一部については、一部対象としています。 |
| 40 | 豊山町 | 精神の1~3級は全疾患を対象としています。 |
| 41 | 大口町 | 平成23年7月診療分から、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者には全疾患の保険診療分の助成を行っています。 |
| 42 | 扶桑町 | 手帳1級・2級の方への全疾患拡大を実施しています。 |

| 市町村名 | | 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。 |
|------|------|---|
| 43 | 大治町 | 財源の問題もあり考えておりません。 |
| 44 | 蟹江町 | 現行どおりとします。 |
| 45 | 飛島村 | 精神障がい者の方への補助対象は、通院・入院とも精神疾患に限らず全疾患を補助しています。 |
| 46 | 阿久比町 | 平成24年10月より精神障害者1・2級の対象者に対し、全疾病対応の無料化を実施します。 |
| 47 | 東浦町 | 精神障害者医療については、遅くとも平成26年4月診療分から全疾患を助成するよう拡大を行いたいと考えております。 |
| 48 | 南知多町 | 検討していきます。 |
| 49 | 美浜町 | 平成25年10月から精神1・2級を対象に拡大予定 |
| 50 | 武豊町 | 平成25年1月より、精神障害者手帳1級・2級所持者を対象に、全疾患助成に拡大します。 |
| 51 | 幸田町 | 精神障害者手帳1・2級の該当者については、県助成から拡大して、全疾病(入・通院)の医療費助成を実施しています。 |
| 52 | 設楽町 | 1, 2級以外の精神障がい者も対象としていますが、一般の病気への拡充は財政的に難しい状況です。 |
| 53 | 東栄町 | 県の要綱に基づいて実施、町単独では財源的に厳しく検討が必要。 |
| 54 | 豊根村 | 県制度であり、村単独としては考えていません。 |